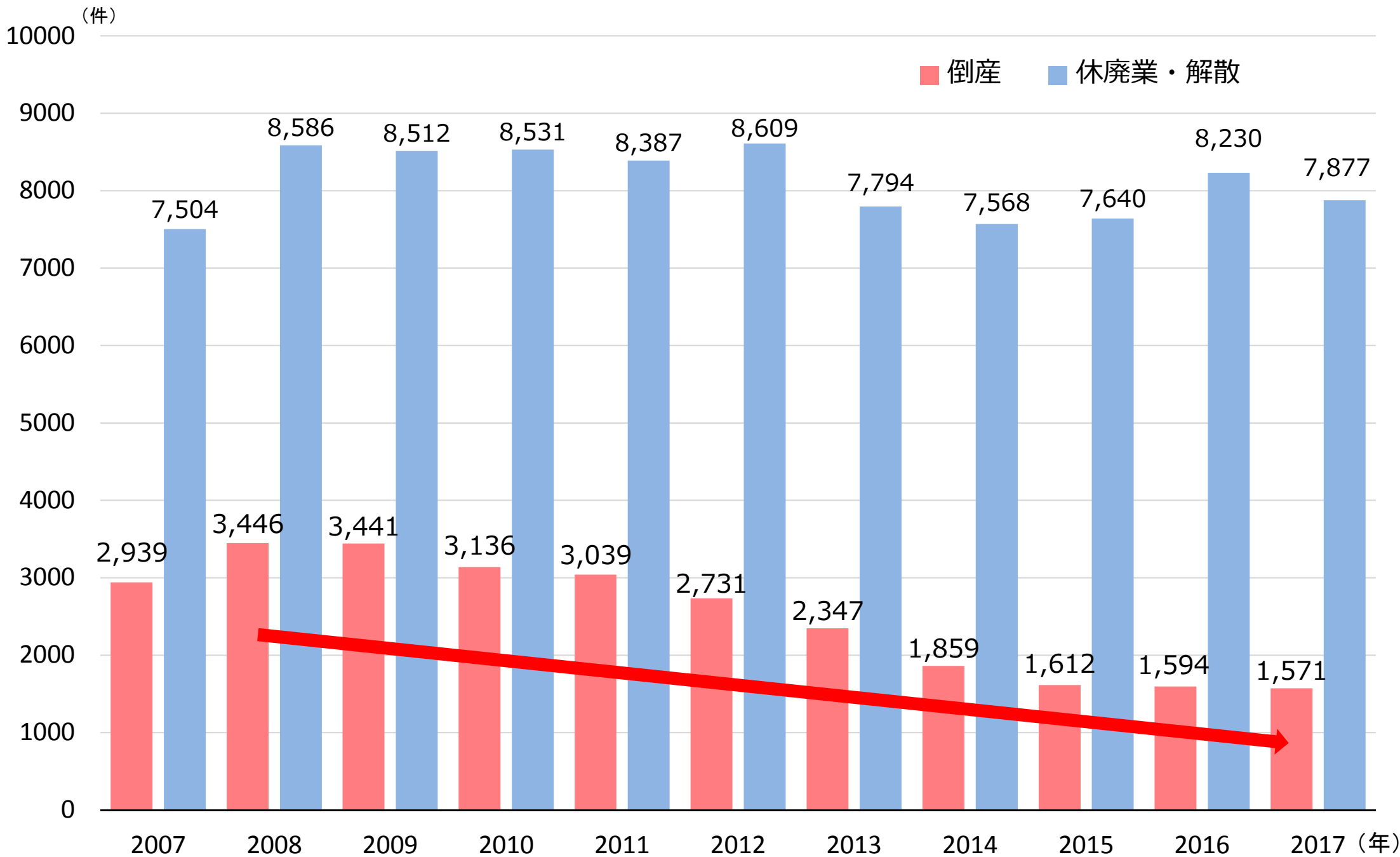


合併、譲渡等における許可申請及び 経営事項審査について

建設業における事業承継の現状

建設企業の倒産、休廃業・解散の動向

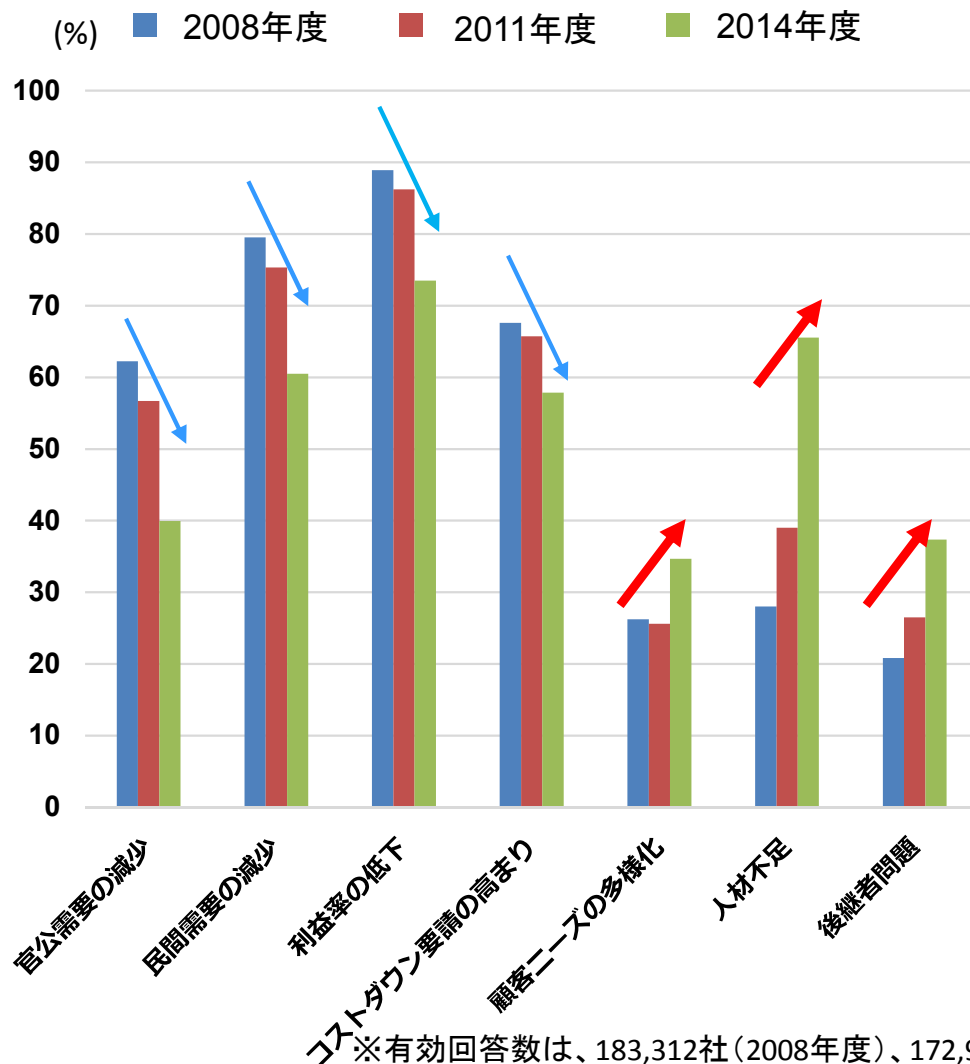


建設企業の経営上の課題

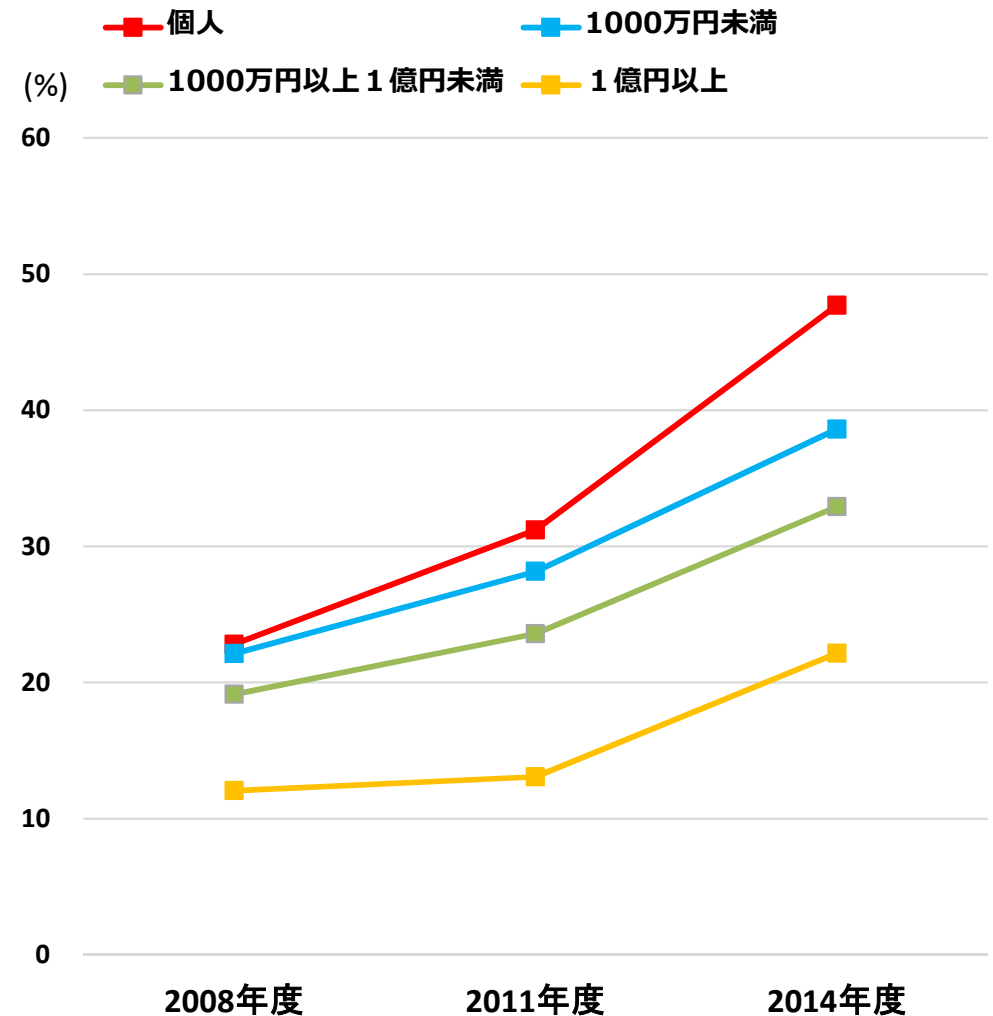
- 工事量、利益率等は一定の改善傾向が見られる一方、人手や後継者問題を課題と認識する割合が高まっている。

- 小規模な建設企業ほど、後継者問題を課題と認識している割合が高い。

建設業の経営上の課題



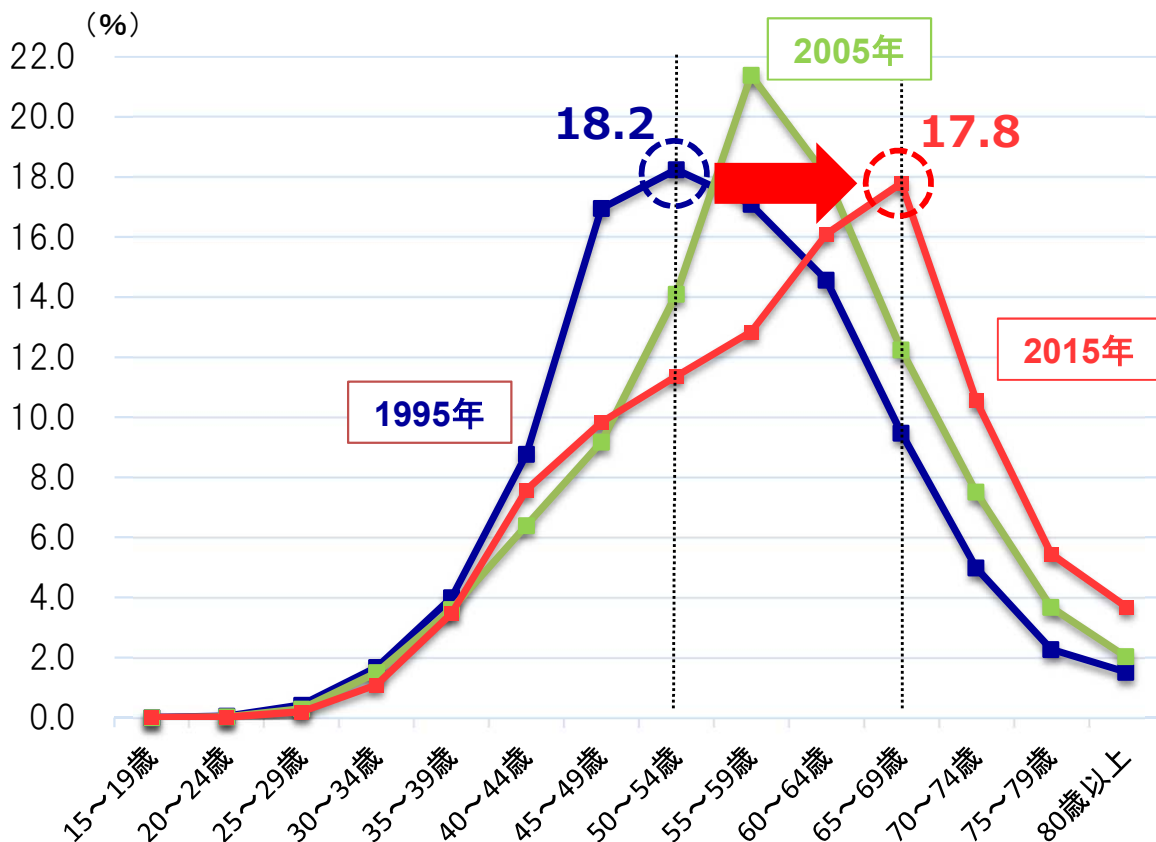
後継者問題を課題とする建設企業の推移



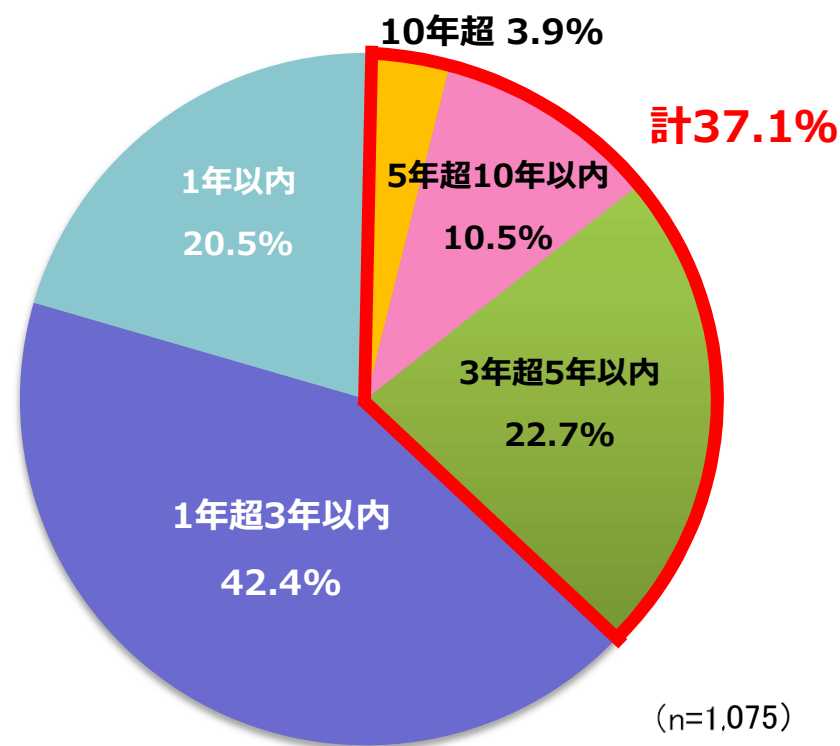
事業承継をめぐる中小企業の現状

- 中小企業の経営者の年齢については、過去20年間で大幅に高齢化が進行（経営者の年齢層のピークは、1995年：50～54歳層から2015年：65～69歳層まで上昇）。
- また、事業承継については、後継者の選定を始めてから了承を得るまでに3年以上の期間を要した企業が約4割を占める。

<年代別にみた中小企業の経営者年齢の分布>



<事業承継を完了するまでに要する期間>



税制支援

○事業承継税制の抜本的拡充

- ・税制適用の入口要件を緩和～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

- ・税制適用後のリスクを軽減～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上の雇用を維持**できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

「平成30年度経済産業関係税制改正について」（経済産業省）より抜粋

入札・契約制度等

○入札における加点等

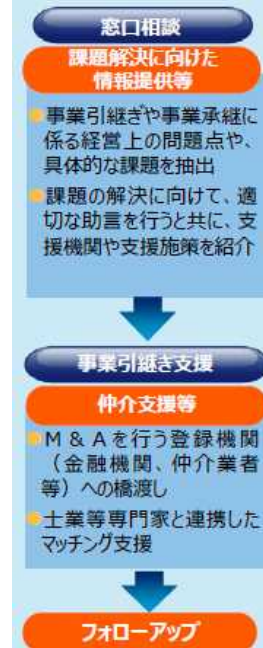
国土交通省では、従来から、事業承継等を行った建設企業に関して、総合点の加点、地域要件の緩和、入札参加等級の緩和などの特例措置を講じている（都道府県において、合併等の企業再編を行った会社に対して競争参加資格に係る特例措置を講じているのは 38 団体）。

予算事業

○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

H30年度当初 69億円
(うち事業引継ぎ関連21億円)

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで実施。



○事業承継・世代交代集中支援事業

H29年度補正 50億円

- ・**プッシュ型事業承継支援高度化事業**
事業承継ネットワークを構築することによる支援専門家へのアクセス環境整備を実施。
- ・**事業承継補助金**
事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組に必要な経費を支援。



「経済産業省予算関連事業のPR資料一覧」（経済産業省）等より抜粋

合併、譲渡等における許可申請及び 経営事項審査について

事業譲渡・合併に係る建設業許可の取扱い

共通

- 許可申請、経営事項審査受審は合併、譲渡後となるが、許可行政庁との事前打ち合わせが可能。

合併

○ 消滅会社における取扱い

（吸収合併の場合）

- ・合併契約の効力発生日以降、消滅会社は廃業の届出を行う。

（新設合併の場合）

- ・合併契約の効力発生日において、消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合、変更の届出を行う（廃業の届出をした場合にはこの限りではない）。
- ・合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合、消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した時点で変更の届出又は廃業の届出を行う。

（事業譲渡の場合）

- ・譲渡の実態に合わせて変更の届出又は廃業の届出を行う。

○ 存続会社における取扱い

（吸収合併の場合）

- ・存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種について許可取得が必要。

（新設合併の場合）

- ・許可を受けようとするすべての業種について、許可取得が必要。

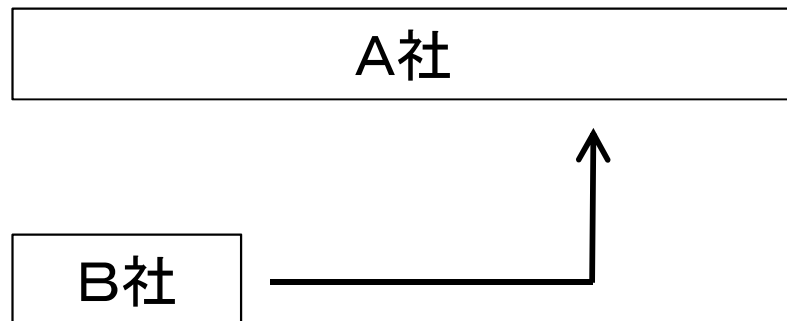
事業譲渡

譲受人、譲渡人ともに、事業内容の変更に応じて届出、許可申請を行う。

事業譲渡・合併に係る経営事項審査の取扱い①

合併

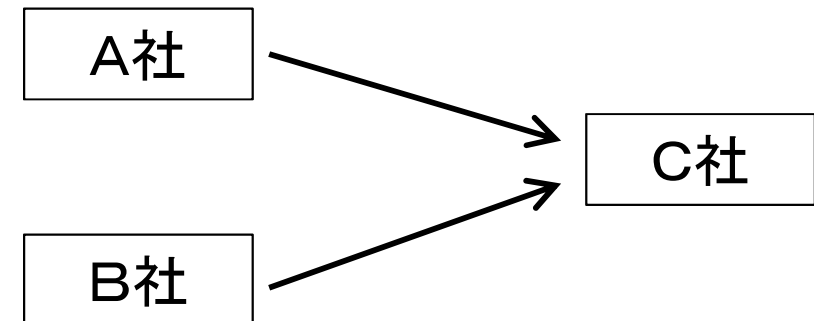
吸収合併



吸収合併

年間平均完成工事高(元請完工高含む): **合算可**
 自己資本額: **合算可**
 利払前税引前償却前利益: **合算可**
 経営状況: **合算可**
 研究開発費の額: **合算可**
 建設業の営業継続の状況: **存続会社の年数**
 法令遵守の状況: **存続会社の状況**
 監査の受審状況: **存続会社の状況**

新設合併



新設合併

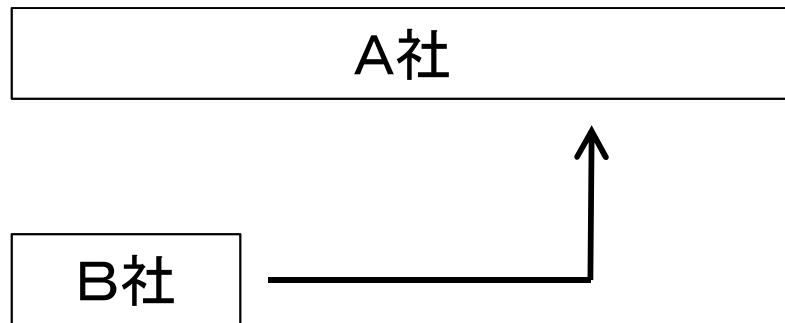
年間平均完成工事高(元請完工高含む): **合算可**
 自己資本額: **合算可**
 利払前税引前償却前利益: **合算可**
 経営状況: **合算可**
 研究開発費の額: **合算可**
 建設業の営業継続の状況: **消滅会社の年数の算術平均**
 法令遵守の状況: **消滅会社の状況**
 監査の受審状況: **消滅会社の状況**

事業譲渡・合併に係る経営事項審査の取扱い②

事業譲渡

(全部譲渡等、企業評価の全部又は一部を承継させるべきと考えられる場合に限る)

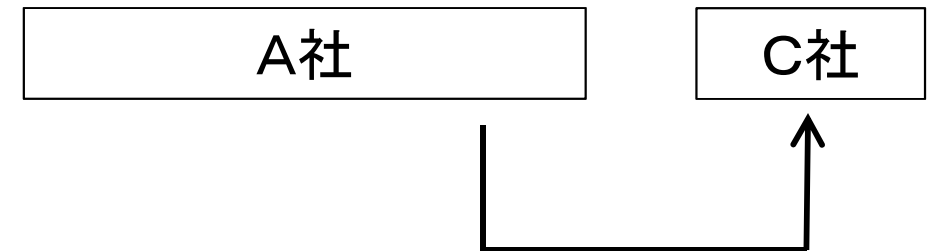
既存の法人(A社)が譲り受ける場合



既存の法人(A社)が譲り受ける場合

年間平均完成工事高(元請完工高含む): **合算可**
 自己資本額: **合算可**
 利払前税引前償却前利益: **合算可**
 経営状況: **合算可**
 研究開発費の額: **合算可**
 建設業の営業継続の状況: **譲受会社の年数**
 法令遵守の状況: **譲受会社の状況**
 監査の受審状況: **譲受会社の状況**

新たに設立される法人(C社)が譲り受ける場合



新たに設立される法人(C社)が譲り受ける場合

年間平均完成工事高(元請完工高含む): **合算可**
 自己資本額: **合算可**
 利払前税引前償却前利益: **合算可**
 経営状況: **合算可**
 研究開発費の額: **合算可**
 建設業の営業継続の状況: **譲渡会社の年数**
 法令遵守の状況: **譲渡会社の状況**
 監査の受審状況: **譲渡会社の状況**

個人事業主に係る建設業許可・経営事項審査の取扱い

建設業許可

個人事業主の建設業者許可 → **相続等で承継できない**

承継の例 → 個人事業主の許可を廃業・法人として新規申請・役員等に後任の経營業務の管理責任者を配置

経営事項審査

個人の建設業者(被承継人)から、配偶者又は2親等以内の者(承継人)が建設業を承継する場合

条件 以下の**いずれにも該当**する必要あり

被承継人が建設業を廃業すること
被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
(被承継人の死亡等やむを得ず連続していない場合は除く)
承継人が被承継人の業務を補佐した経験有すること

承継できる項目

年間平均完成工事高(元請完工高含む)
平均利益額
営業年数
技術職員(審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的雇用関係(被承継人に雇用された期間を含む)がある場合に限る)

自己資本額:**承継できない**
承継時の自己資本額は期首資本金の額になる

個人の建設業者(被承継人)から、法人(承継法人)が建設業を承継する場合

条件 以下の**いずれにも該当**する必要あり

被承継人が建設業を廃業すること
被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

承継できる項目

年間平均完成工事高(元請完工高含む)
平均利益額
営業年数
技術職員(審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的雇用関係(被承継人に雇用された期間を含む)がある場合に限る)

自己資本額:**承継できない**
承継時の自己資本額は資本金の額になる

建設業許可

国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html

- [建設業許可事務ガイドライン](#)

国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000177.html

- [建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について](#)
- [建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について](#)
- [建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について](#)

経営事項審査

国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html

- [経営事項審査の事務取扱いについて](#)
- [建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について](#)
- [建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について](#)
- [建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について](#)

(参考) 中建審・社整審基本問題小委員会について (平成30年審議)

- 平成28年10月より、建設産業が10年後においても「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うことを目的として、「建設産業政策会議」が開催され、平成29年7月に同会議において「建設産業政策2017+10」が提言された。
- これを受け、提言された施策のうち、許可制度の見直しなど制度的な対応が必要な事項の具体化を行う場として、基本問題小委員会を再開。

【委員】

秋山 哲一(東洋大学理工学部教授)
井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
岩田 圭剛(一般社団法人全国建設業協会副会長)
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部教授)【委員長】
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
桑野 玲子(東京大学生産技術研究所教授)
才賀 清二郎(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
三枝 長生(一般社団法人日本鉄道施設協会理事企画部長)
高木 敦(モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社調査統括本部副本部長)
高野 伸栄(北海道大学公共政策大学院長)
田口 正俊(全国建設労働組合総連合書記次長)
富岡 義博(電気事業連合会理事)
仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
丹羽 秀夫(公認会計士・税理士)
花井 徹夫(東京都建設局企画担当部長)
平野 啓司(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)
藤田 香織(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授)
古阪 秀三(立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授)

(平成30年4月現在)

【スケジュール】

2月13日 第1回会議

- ・基本問題小委員会における検討課題(案)について

3月19日 第2回会議

- ・建設業許可制度等について

4月16日 第3回会議

- ・建設工事におけるリスク分担等について

5月28日 第4回会議

- ・働き方改革等の推進に向けた受発注者双方の取組等について

6月18日 第5回会議

- ・中間とりまとめ案について

6月22日 中間とりまとめ



▲ 平成30年6月18日 第5回会議の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日策定)(概要) ～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～

- 「建設産業政策2017+10」において示された施策を具体化し、あわせて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、計5回にわたり審議。
- 長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめ。

1. 長時間労働の是正

(1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

- ①適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化
 - ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告
- ②受注者による工期ダンピングの禁止
 - ・受注者が工程の細目を明らかにした「工期」の見積もり
- ③不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

(2) 施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化
- ・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性をもって取組を促すことができる制度の創設

2. 処遇改善

(1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- ①一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設
- ②施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加
- ③建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

- ①社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
- ②下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

3. 生産性向上

(1) 限られた人材の効率的な活用の促進

- ①主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
- ②元請建設企業の技術者配置要件の合理化

(2) 仕事の効率化や手戻りの防止

- ・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施

(3) 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備

- ・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築

(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

- ・専門工事共同施工制度(仮称)のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施

4. 地域建設業の持続性確保

(1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築

- ・災害発生時における公共発注者の責務の明確化
(随意契約等の適切な活用、復興係数等の導入、地域要件の適切な設定等)

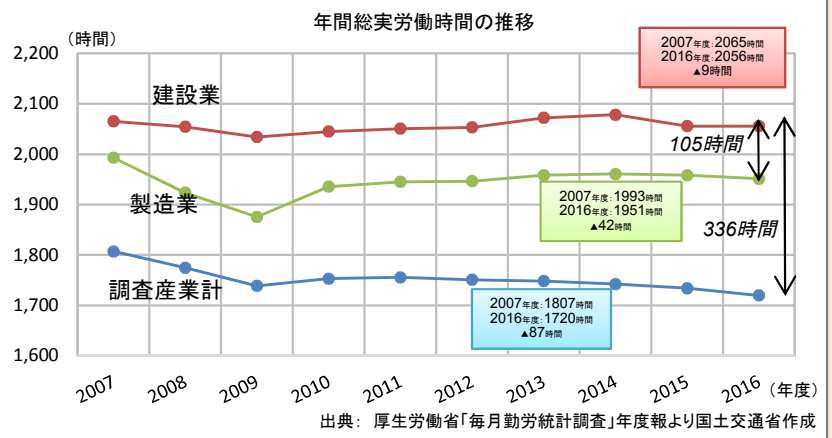
(2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

- ①建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し
- ②円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

1.長時間労働の是正

現状・課題

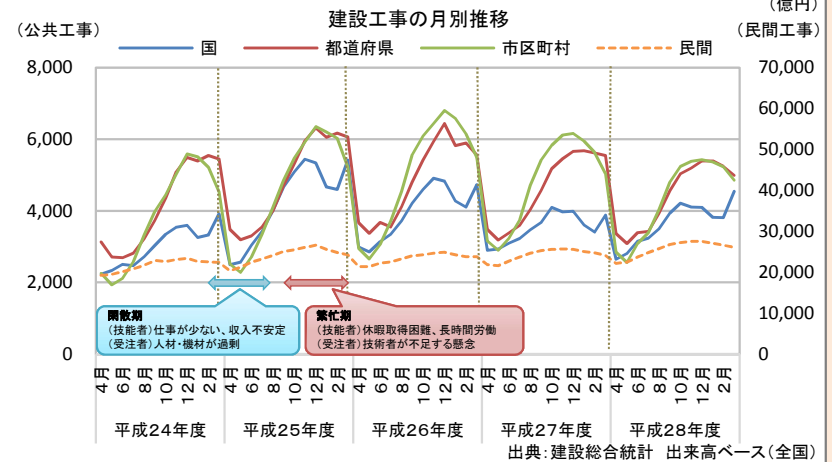
○ 建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。



○ 改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制が適用される状況を踏まえ、長時間労働の是正に向け取組を進めている。

- ・「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」(平成29年6月)
- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(同年8月)
- ・「建設業働き方改革加速化プログラム」(平成30年3月)

○ 長時間労働の是正を進めるためには、繁忙期と閑散期の工事量の差を小さくする施工時期等の平準化の取組が不可欠であるが、市区町村では平準化の取組が遅れている。



対応の方向性

(1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

① 適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化

中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告

➡ 工期についての考え方を明確化、受発注者双方による適正な工期設定の取組を促進

(※) 業種ごとの発注の特性や市場の環境等の違いに十分留意して検討を行う必要。また、違法な長時間労働の防止につながるものとするはもちろん、建設企業や発注者等による生産性向上の努力が妨げられるものとならないよう留意すべき。

② 受注者による工期ダンピングの禁止

受注者は請負契約を締結するに際して、工事の準備期間、工事の種別ごとの工事着手の時期及び工事完成の時期などの工程の細目を明らかにして建設工事の「工期」を見積り

(※) 違法な長時間労働を前提としたものにならないよう、建設企業が責任を持って工期の見積りを実施。

③ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に照らして著しく短い工期による請負契約を締結してはならないこととし、違反した場合の勧告制度を創設

(2) 施工時期等の平準化の推進

・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化

・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、より実効性をもって取組を促すことができる制度を検討

(※) あわせて、年度を通じた平準化の取組を推進するため、地域発注者協議会等も活用し平準化に関する数値目標の設定等を検討

➡ 地方公共団体(特に市区町村)における施工時期等の平準化の取組を一層推進

2. 処遇改善(給与関係)

現状・課題

○ 給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

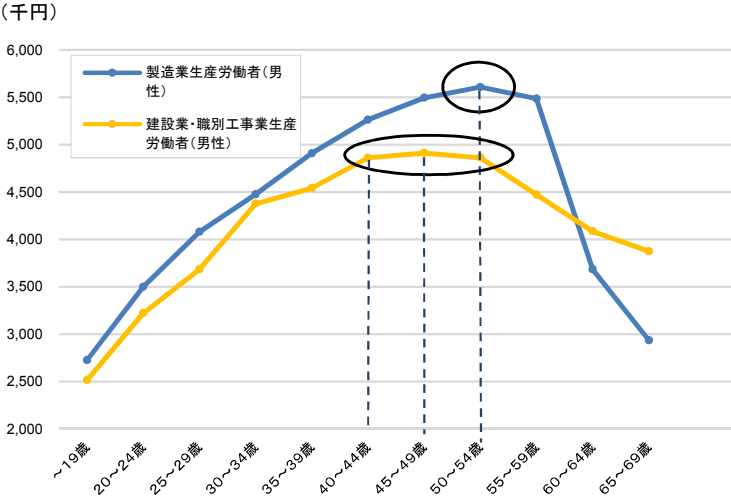
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年(千円)	2017年(千円)	上昇率(%)
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,449.9	13.6
建設業男性全労働者	4,831.7	5,540.2	14.7
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,703.3	5.0
製造業男性全労働者	5,391.1	5,527.2	2.5
全産業男性労働者	5,296.8	5,517.4	4.2

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

○ 技能者の賃金は、45～49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

年齢階層別の賃金水準



出典:平成29年賃金構造基本統計調査

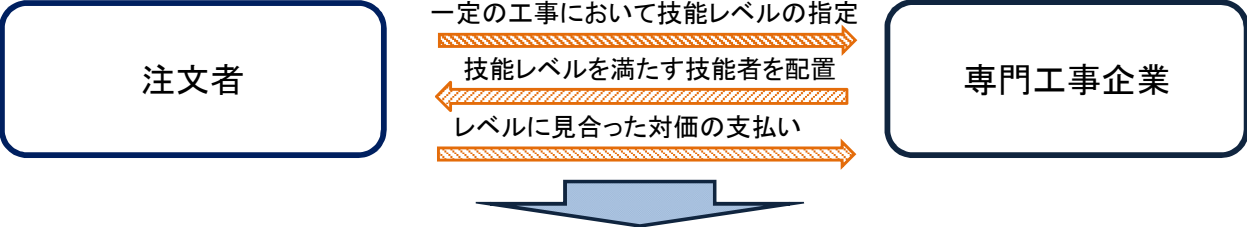
対応の方向性

(1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設

工事の適正な施工の確保や品質の向上の観点から必要と認められる場合(※)等において、注文者が請負人である建設企業に対し、一定の工種の工事の施工に必要な一定の技能レベルを指定することができる制度を検討すべき

(※)例えば、現場作業において一定の技能が要求される工事、多数の現場作業員のマネジメントが必要となる工事などが想定される。



- 技能者の処遇改善
- 専門工事企業の価格交渉力の強化

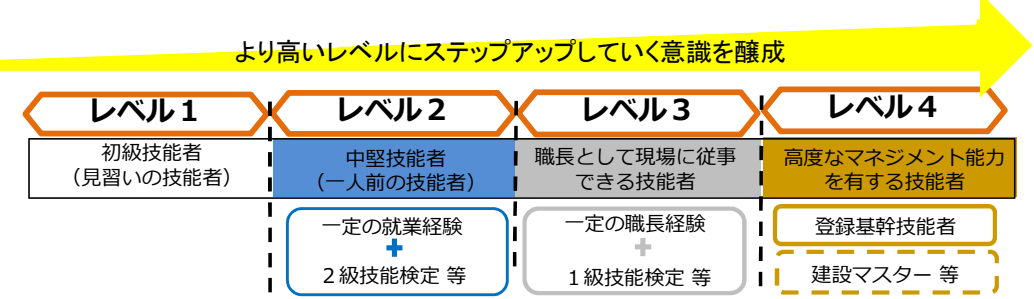
② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加

登録基幹技能者をはじめ現場で作業する技能者を施工体制台帳における記載事項とするよう検討

➡ 建設業で働く人の姿を「見える化」、現場で働く技能者の誇りや処遇改善など

③ 技能者が建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

建設工事に従事する者は建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない旨の規定を検討



2.処遇改善(社会保険関係)

現状・課題

○ 約6年間の社会保険未加入対策の効果もあり、社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移

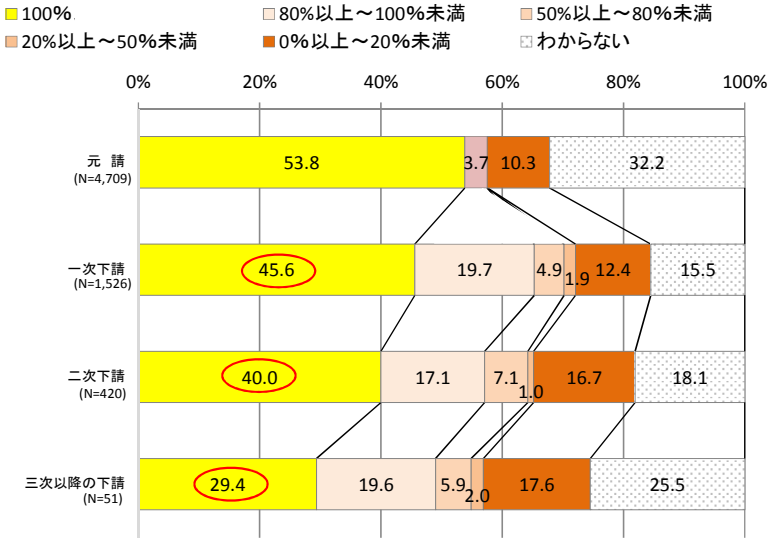
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%

出典：公共事業労務費調査

元請：98.2%
1次下請：97.4%
2次下請：94.4%
3次下請：90.5%

○ 下位の下請企業ほど、法定福利費を100%受け取れた工事の割合が減少。

法定福利費の受取状況



○ 下請代金のうちの労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)の現金払は約9割となっているが、残りの1割は手形での支払いとなっている。

対応の方向性

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

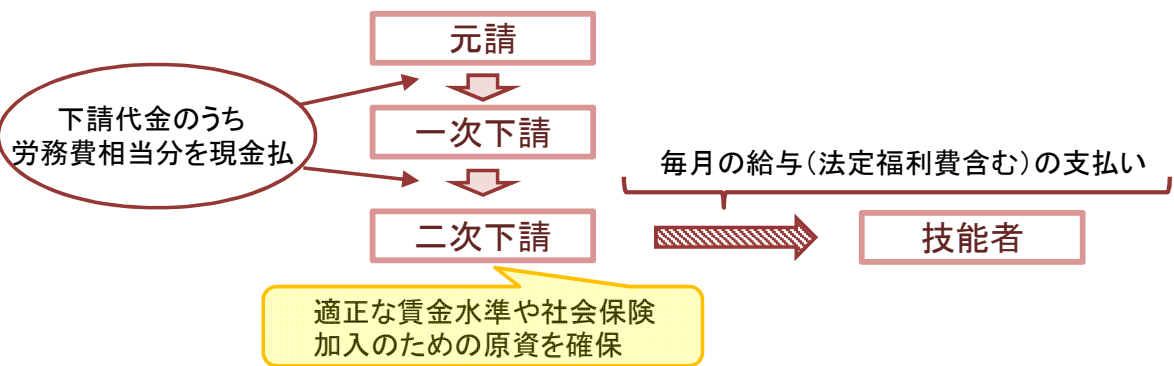
① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築

<参考> 現行の許可要件

(1) 経営の安定性
経営能力 (経営業務管理責任者)
財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)
(2) 技術力
業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)
(3) 適格性
誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

下請代金のうち労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)については、手形ではなく現金払が徹底されるよう規範を強化



※この他以下についても併せて取り組む

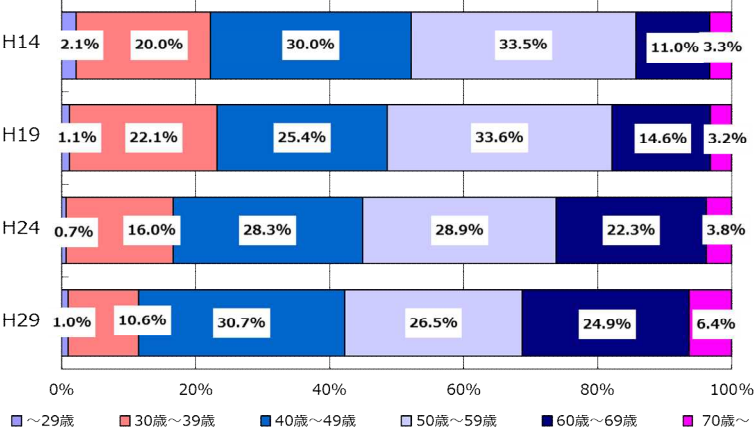
- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインを踏まえ、「未加入企業を下請企業に選定しない」「適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めない」などの取扱いを更に徹底
- ・施工体系図における未加入企業の「見える化」などを検討
- ・法定福利費が下請建設企業まで行き渡っているか継続的なモニタリング調査を実施
- ・標準請負契約約款等を活用した法定福利費の内訳明示の取組を徹底

3.生産性向上(技術者制度関係)

現状・課題

○ 技術者は現状では不足感は少ないものの(監理技術者資格者証の保有者はここ10年程度約66~67万人で横ばい)、高齢化が急速に進んでおり(60歳以上が3割以上)、将来的には技術者不足の懸念がある。

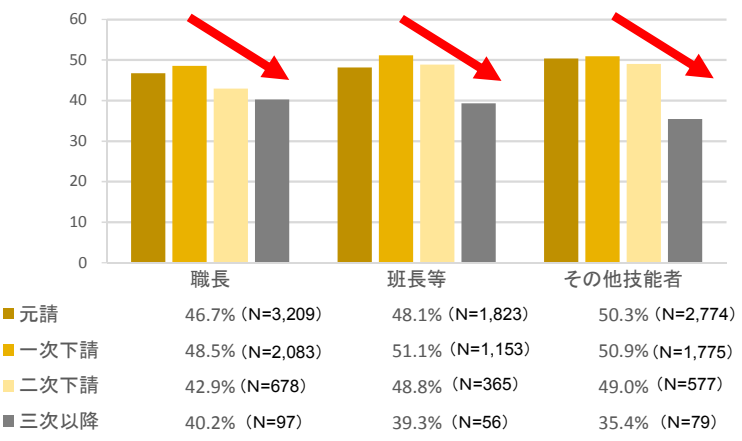
監理技術者資格者証保有者の年齢構成



○ プレキャスト化や工場製品化、i-Constructionの進展により、現場の施工のあり方や技術者の役割が大きく変わる可能性。

○ 下請次数が上がるほど処遇の低下等の問題が生じやすく、重層下請構造改善の必要が生じている。

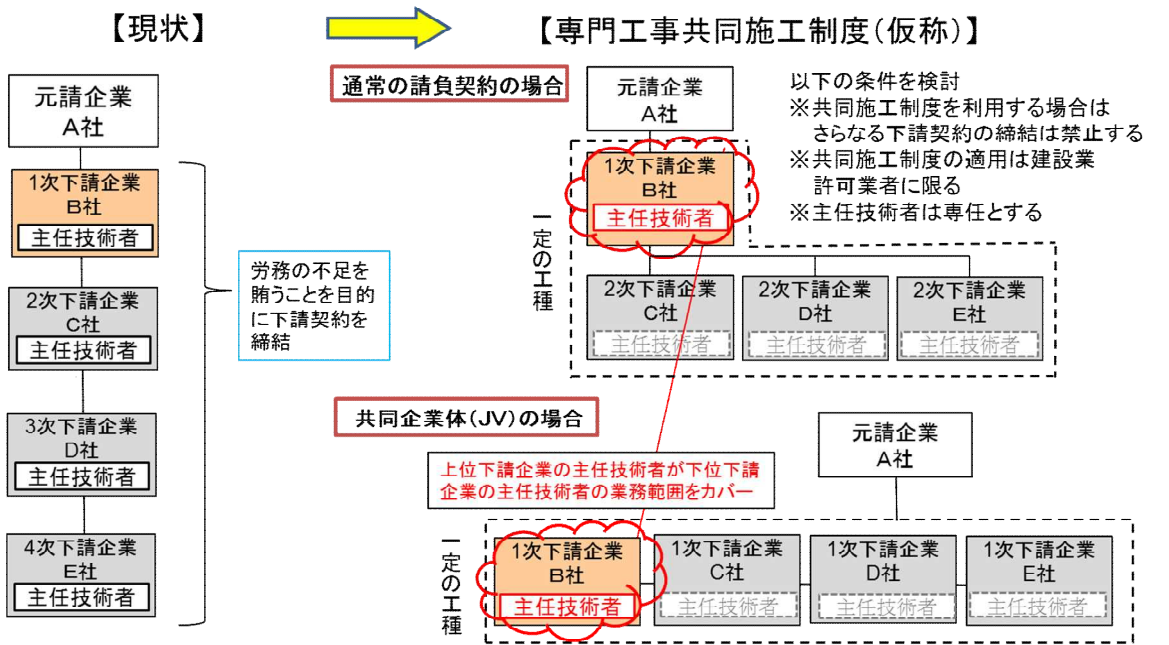
平成28年7月以降に賃金を引き上げた企業の割合



対応の方向性

(1) 限られた人材の効率的な活用の促進

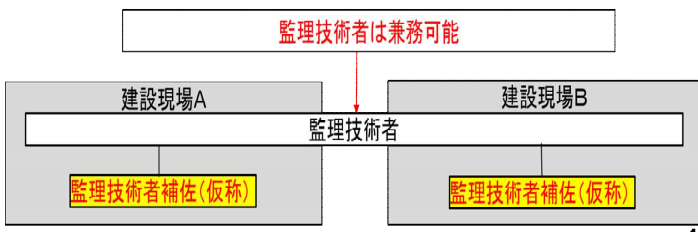
① 主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
一定の限られた工種に関して複数の専門工事企業が共同で施工する場合において、上位専門工事企業の主任技術者が行う施工管理の下で下位専門工事企業も含め適切に作業を進めていくことで適正な施工が確保できる場合には、下位専門工事企業の主任技術者の配置を不要とできる制度を創設



② 元請建設企業の技術者配置要件の合理化

若手技術者の技術力育成を図るため、監理技術者補佐(仮称)(※)が専任配置されている場合には、一定の条件の下、当該工事の監理技術者について他の工事等との兼務を認める仕組みを創設

(※)「監理技術者補佐(仮称)」の要件は、2級技士を保有した1級技士補以上とすることを検討。(技術検定は学科、実地試験を共に合格した段階で「技士」の称号が与えられているところであるが、学科試験が合格した段階で「技士補」という称号を付与することを検討。)

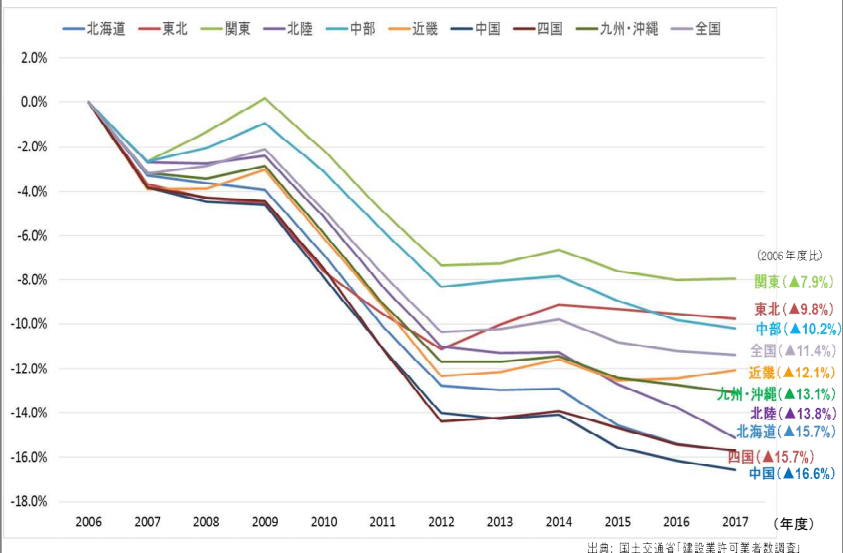


4.地域建設業の持続性確保

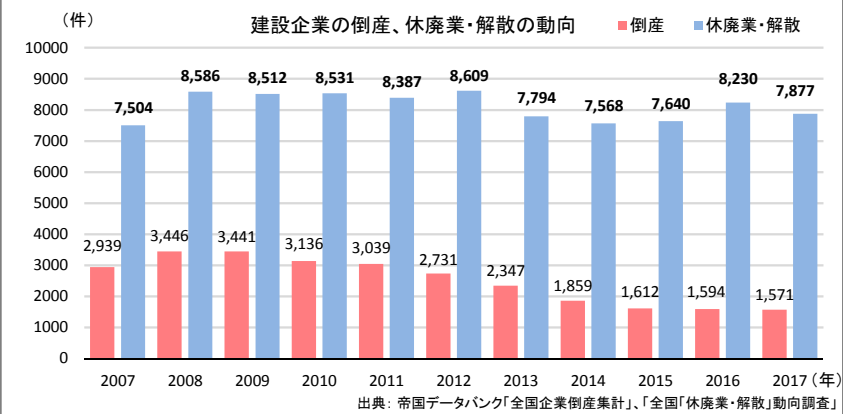
現状・課題

○ 許可業者数は2006年度比で全地域において減少傾向。
都市部に比べて、地方部の方が減少率が高い傾向がある。

地域別の許可業者数の減少率



○ 建設企業の休廃業・解散は年間8,000件前後。事業承継が円滑に実施される環境整備が必要。



対応の方向性

(2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

① 建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し
経営層の高齢化が進む地域建設業の持続性の確保につなげるため、建設業の許可基準における経營業務管理責任者の要件について廃止も含め制度の見直しを検討

＜現行＞

経營業務の管理責任者として5年以上の経歴年数を有する取締役等の配置が必要

＜見直し後＞

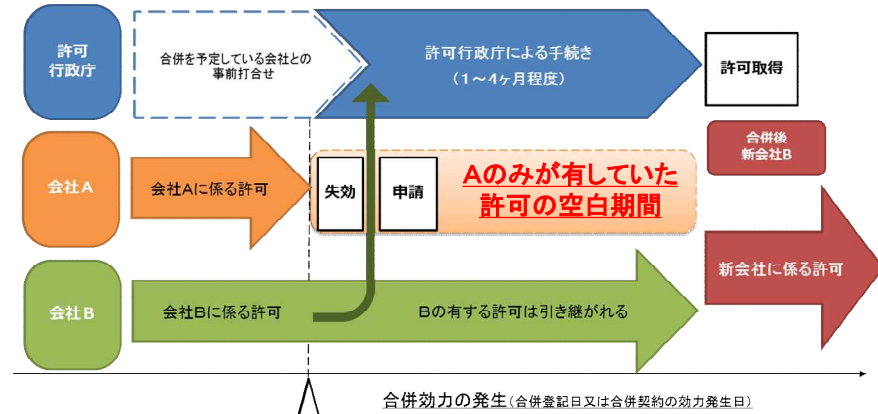
経営層の高齢化が進む中、若手の後継者に経營業務を引き継ぐことが可能に

(※) 当該要件を見直す場合でも、建設企業の経營業務に当たる者の資質等は、注文者をはじめとするステークホルダーの関心事であることから、建設企業の経營業務を行う者に関する情報を必要に応じて把握できるようにすることなどをあわせて検討。

② 円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

- ・事業承継効力発生前等、申請までの間の事前確認手続を整備(通知により明確化)することにより、申請から許可取得までの期間を短縮する方策について検討
- ・あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討

現行の吸収合併時における、許可手続きの流れと有効な許可の期間



(※) あわせて、例えば、建設企業を対象とした事業承継に関する相談窓口の設置などを検討。

中間とりまとめ以降の課題（概要） （平成31年審議 第1回基本問題小委員会より）

1. 災害時における建設業者団体の責務について

- 平成30年は、6月の大阪北部地震、7月の台風21号、9月の北海道胆振東部地震や台風24号など、日本全国で相次いで災害に見舞われた。
- 災害発生後、早期のインフラ復旧に当たっては、地方公共団体等との災害協定に基づき、建設企業が迅速に対応を行った。

平成30年7月豪雨



(一社)愛媛県建設業協会

北海道胆振東部地震



(一社)室蘭建設業協会

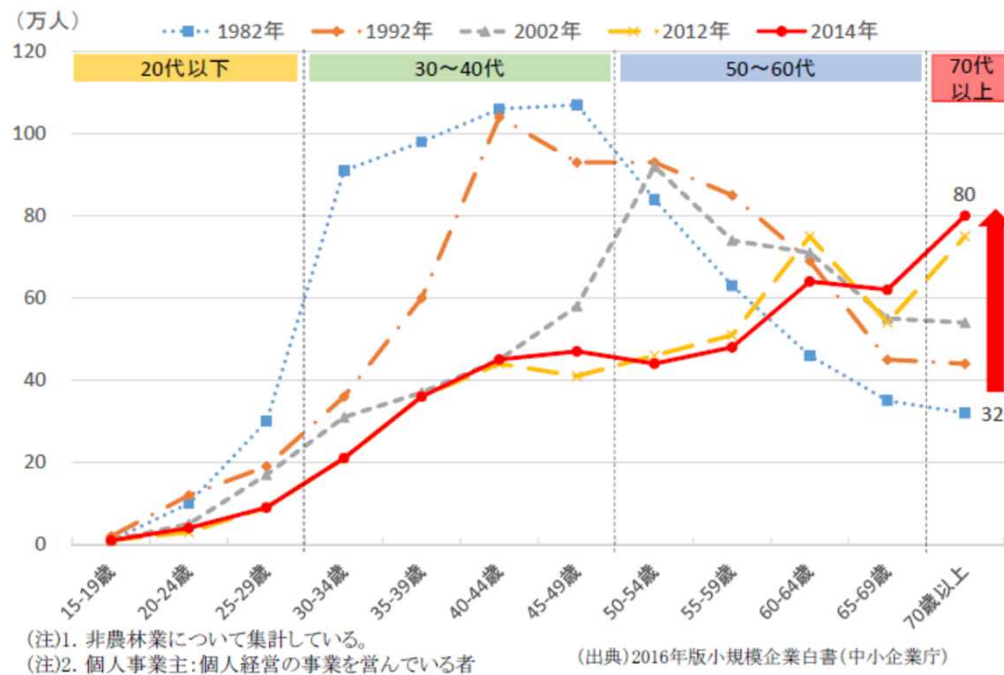
＜今後の方向性＞

すでに建設業者団体に対しては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する努力義務を課しているが、これに加え、ますます頻発し、大きな被害を生じさせている災害に対して、発災以後迅速に対応する体制を構築するため、包括的な協定書の締結や災害時の連絡体制の確保等、災害時における公共との連携についても努力義務とすることとしてはどうか。

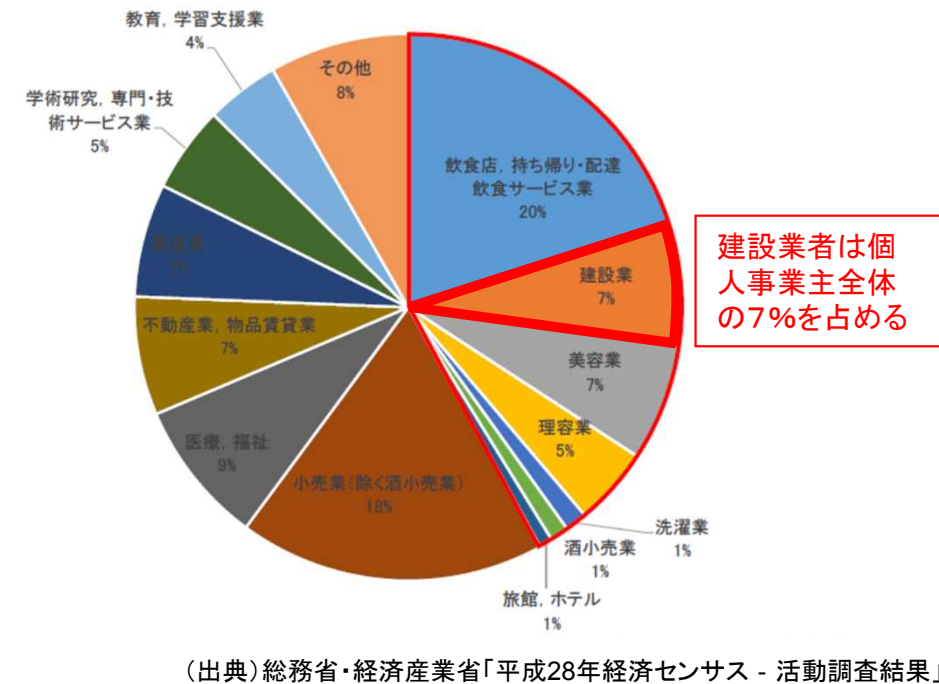
2. 個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化について

- 個人事業主が高齢化する中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている。
- 個人事業主の事業承継が阻害されないよう、建設業の許可制度について何らかの措置を検討できないか。

【年齢階級別個人事業主数の推移】



【営業の許認可を必要とする個人事業主の全体に占める比率】



＜今後の方向性＞

- ・前回までの基本問題小委員会では、広く建設業者全般の事業承継について議論を行ったところ。
- ・個人事業主の事業承継(主に相続)についても同様の制度を検討できないか。

＜(参考)基本問題小委員会 中間とりまとめ(平成30年6月22日、抜粋)＞

さらに、例えば、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討すべきである。

(参考)個人事業主の事業承継に関する考え方

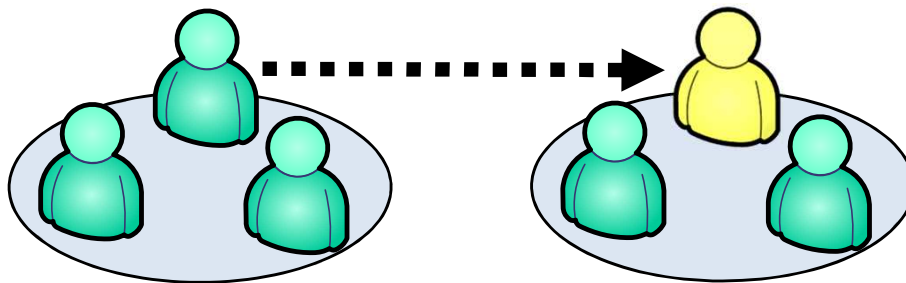
<現行の許可制度の要件>

(1)経営の安定性	
経営能力（経営業務管理責任者）	
財産的基礎（請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用）	
(2)技術力	
業種ごとの技術力（営業所専任技術者）	
(3)適格性	
誠実性（役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除）	

これらの要件について確認を行うことで
建設工事の適正な施工を確保

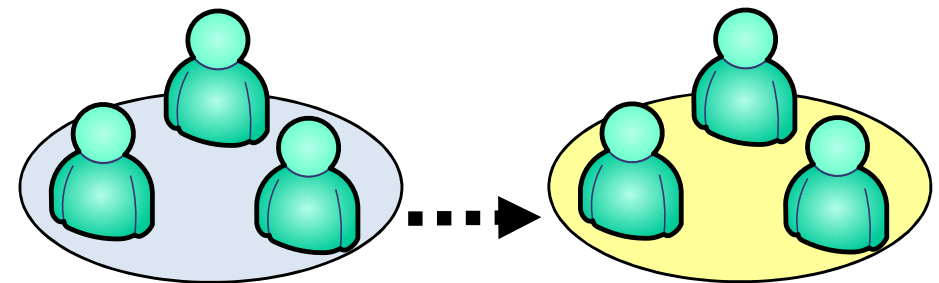
<法人の場合における変更手続の例>

パターン1:役員等の変更



新規の許可取得は不要(届出で足りる)

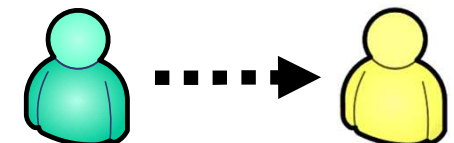
パターン2:吸収合併等による法人格の変更



新規の許可取得が必要(事前認可制について検討中)

<個人事業主の事業承継についての考え方>

- ・個人事業主の事業承継、相続の手続においては、許可を与えている人格について変更が生じる。
- ・法人格の変更については新規の許可取得が必要としているところ、今後個人事業主の事業承継、相続について事前認可制を念頭に検討。



3. 下請建設業者の建設現場における建設業許可証揭示義務の緩和について

- 現在、建設業法第40条において、公衆保護の観点から、建設業者は元請、下請関係なく、建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に標識を掲げなければならないとされている。
- 一方で、下請次数の大きい現場や狭小な現場においては、揭示場所が確保できないなどの課題が生じている。

<今後の方向性>

例えば工事現場での許可証揭示を元請業者のみでよいことにするなど、工事現場における下請業者の建設業許可証揭示方法の緩和について検討できないか。

(参考)これまでも以下のような意見が事業者から寄せられてきたところ。

- ・狭小地などでの工事の場合、複数の建設業者の許可票を掲示するスペースを確保することが困難な場合があり、掲示に苦慮している。
- ・建設業法24条の6では、下請業者に対する特定建設業者の指導等が定められており、下請業者の建設業許可の有無等の確認は元請業者の責務でもあることから、下請業者が対外的に建設業法による許可を受けた適法な業者であることを常時掲示する理由はないと思われる。
- ・通信建設工事の現場には、建設業許可票(建設業法第40条)と労災保険関係成立票(労働安全衛生法第77条)の揭示義務があるが、マンションの屋上やEPS室など、狭くて掲示場所が確保できない場所や、公衆の目に触れない場所などでの工事は、無理に掲示させる必要はないのではないか。

※平成23年には、事業者からの意見を踏まえ、許可証の大きさを縮小する改正を行っている。

○建設業法(昭和二十四年法律第百号)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。



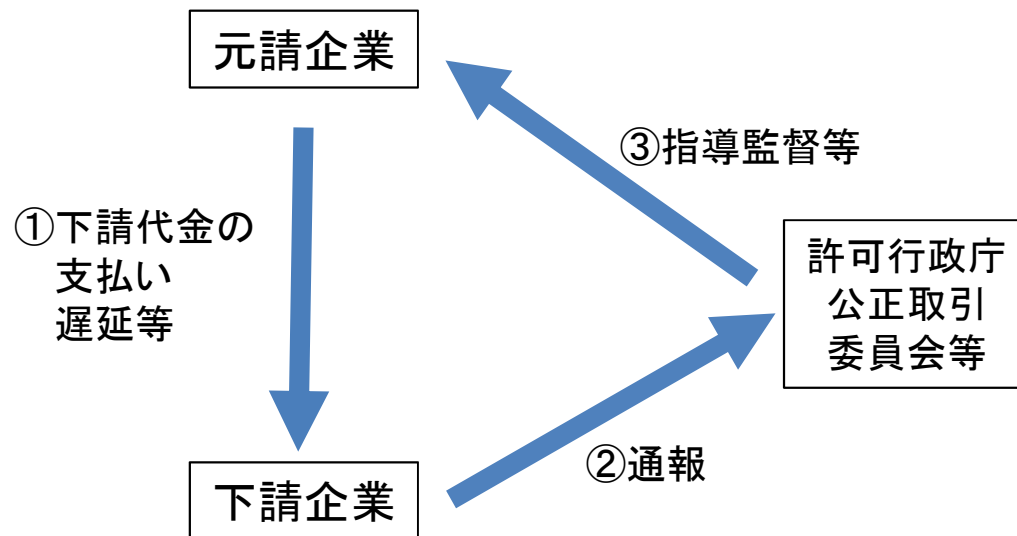
(現場に掲示されている許可証)

4. 下請建設企業の保護

- 建設業法においては、元請企業に対して下請代金の早期支払い、迅速な検査・引渡し等を求めており、また割引困難な手形による支払い等を禁止している。これらが独占禁止法に違反するときには、許可行政庁は公正取引委員会に対して適当な措置を求めることができる。

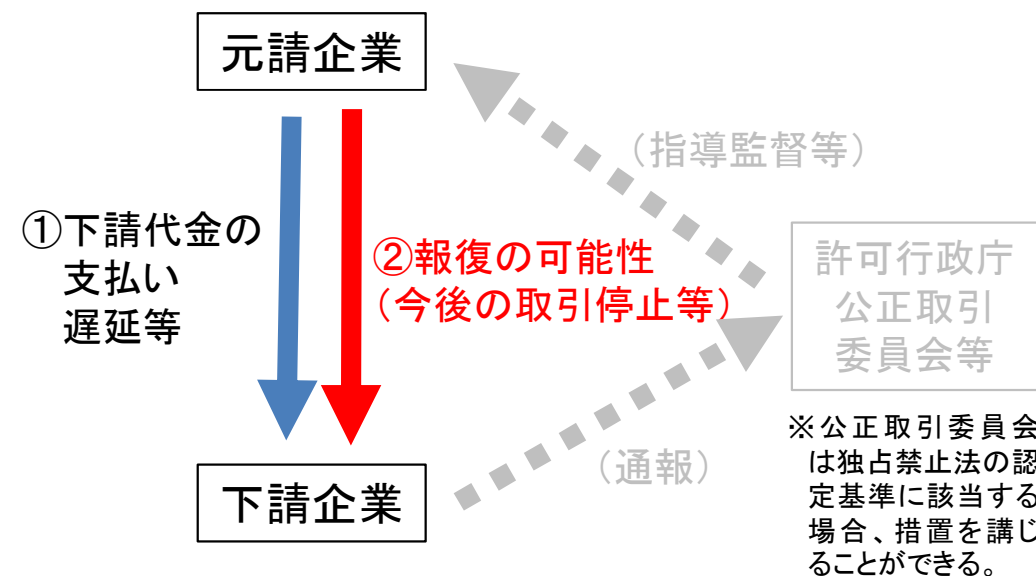
<制度概要>

下請企業の通報によって、許可行政庁等が元請企業に指導監督等を行う。



<問題点>

元請業者からの報復を恐れ、通報しなくなる可能性
→下請代金の支払い遅延等を許可行政庁が把握できない



<今後の方向性>

元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由として、請負金額の減額その他の不利益な取扱いをしてはならない旨の規定を検討できないか。

○下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第一百二十号)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

(参考)下請取引の適正化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

勧告日:平成30年8月10日
勧告先:公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

調査の背景・趣旨

- 下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請法(下請代金支払遅延等防止法)や建設業法により、下請代金の支払遅延などの禁止や書面交付の義務等が規定
- 国は、立入検査や親事業者に対する指導・勧告等を行うとともに、法制度の周知・啓発、相談窓口の設置、下請Gメンによる取引実態の把握などに取り組んでいる
- 一方、下請法違反の指導・勧告件数や国の相談窓口に対する相談件数は年々増加しており、依然として「下請いじめ」はなくなっていない状況にある



- こうした状況を踏まえ、法制度の周知に係る取組や相談窓口における対応の状況及び課題のほか、下請事業者の行政ニーズ等を調査、必要な改善措置について勧告

主な調査結果と勧告(一部抜粋)

調査結果

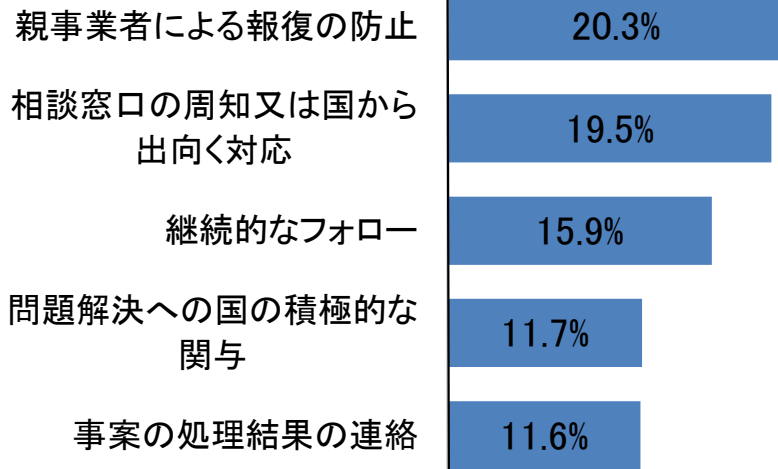
- 調査した機関では、1機関を除き、相談対応後、相談者と親事業者との取引の継続状況(⇒報復に関する状況)を把握する取組は行われていない。
⇒報復のリスクがなくならないと国に相談できないとする事業者の声も踏まえ、対応が必要



勧告

- 親事業者からの報復の恐れへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること(経済産業省、国土交通省)

窓口対応に関する主な意見要望



(n=749社)

(参考)建設業における働き方改革について

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	《同左》
36協定の 限度	《厚生労働大臣告示：強制力なし》 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項) (2) ・<u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	《<u>労働基準法改正により法定：罰則付き</u>》 (1)・原則、月45時間 かつ 年360時間 …第36条第4項 ・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① <u>年720時間</u>(月平均60時間) …第36条第5項 ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …第36条第6項第3号 b.<u>単月100時間未満</u>(休日出勤を含む) …第36条第6項第2号 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項 (2)建設業の取り扱い ・<u>施行後5年間 現行制度を適用</u> …第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・<u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.bは適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> …第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議等について

開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。



← 平成29年6月29日
第1回連絡会議

構成員

（平成30年10月4日現在）

議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理：大塚 高司 国土交通副大臣
副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
総務省自治行政局長
財務省主計局次長
文部科学省大臣官房文教施設企画部長
厚生労働省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省大臣官房総括審議官
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
国土交通省大臣官房長
国土交通省大臣官房技術審議官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
国土交通省土地・建設産業局長
国土交通省鉄道局長
防衛省施設監

事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

開催経緯等

<平成29年>

○6月29日 第1回関係省庁連絡会議

- 今後の取組の方向性（適正な工期設定、平準化、生産性向上等）確認

○7月28日 「建設業の働き方改革に関する協議会」

（主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合）を設置

- 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
- 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請

○8月28日 第2回関係省庁連絡会議

- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定

<平成30年>

○2月20日 第3回関係省庁連絡会議

- 関係省庁における取組状況等について説明

○7月2日 第4回関係省庁連絡会議

- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を改訂
（※）「働き方改革関連法」が成立（6月29日）

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

石井国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(H30.9.18)

意見交換会の概要

日 時：平成30年9月18日 16:00～16:30
 出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
 開催趣旨：3月に行われた「建設業働き方改革加速化プログラム」に係る大臣要請のフォローアップ

国土交通省の取組のポイント

○これまでの取組について

- ・7月に「適正な工期設定等のためのガイドライン」を改訂・周知。
- ・中建審・社整審基本問題小委員会において「中間とりまとめ」を策定。建設業法等の制度改正に向けた準備を進める。

○現場のモニタリング調査について

- ・労務費等の見直し効果が、現場の技能者まで適切に行き渡っているか現場のモニタリングを実施する。（10月から）

○週休2日工事の普及について

- ・全ての都道府県に対し、原則として本年度中に週休2日工事を導入するよう、協力を要請する。

○労務費の行き渡りについて

- ・元請-下請が協力して、現場の処遇改善に努めていく取組が業界全体に波及していくよう、今後、関係者で構成する協議会の場を活用しながら、取組を進める。

○建設業界の生産性向上について

- ・i-Constructionを深化させる。



建設業4団体の取組のポイント

○日本建設業連合会

- ・4月から現場の「統一土曜閉所運動」を開始。
- ・適切な労務費内訳が明示された下請業者の見積りを尊重する「労務費見積り尊重宣言」を決定。
- ・公共工事発注者と生産性の向上に関する意見交換を開催。等

○全国建設業協会

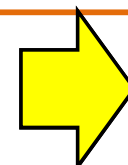
- ・「休日月1+（ツキイチプラス）」運動の実施。
- ・会員各企業が直接契約する下請企業は、社会保険加入企業に限定。
- ・労務単価改定分を下請契約に反映する「単価引上げ分アップ宣言」の実施。等

○全国中小建設業協会

- ・週休2日制の導入は基本的に完全週休2日制とする。
- ・女性が働きやすい職場環境を整備（快適トイレの採用等）。
- ・小規模工事に活用できるICTを導入し試行実施。等

○建設産業専門団体連合会

- ・技能労働者の直用化、月給制などの取り組みを進める。
- ・技能や経験に見合った給与の引上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める。
- ・安値受注を繰り返し、指値をしてくる企業とは契約を行わない。等



建設業界が働き方改革の最先端と呼ばれるよう、国交省・建設業界が二人三脚で働き方改革に取り組んでいくことを確認。

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
 - 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
 - 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
 - これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
 - 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
- ※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

- 週休2日制の導入を後押しする**
 - ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
 - ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
 - ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
 - ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する
- 各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する**
 - ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
 - ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

- 技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する**
 - ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
 - ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
 - ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
 - ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
 - ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける
- 社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする**
 - ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
 - ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

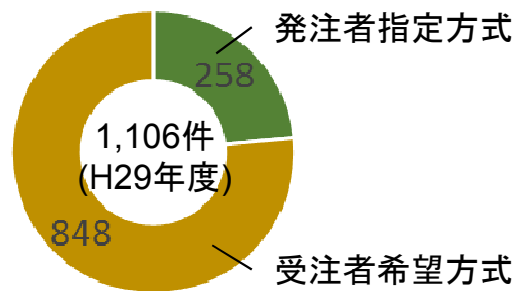
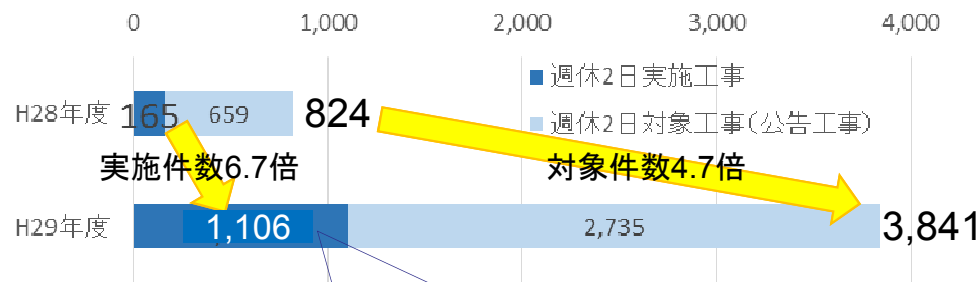
i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

- 生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする**
 - ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
 - ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
 - ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する
- 仕事を効率化する**
 - ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
 - ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
 - ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する
- 限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する**
 - ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
 - ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める
- 重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する**

週休2日取得への取組

- 週休2日工事について、直轄ではH29年度に3,841件公告、**1,106件で実施し、H28年度比で6.7倍に増加。地方公共団体においても取組が拡大。**
- 週休2日に取り組む際の必要経費として、H30年度より労務費や機械経費についても補正を実施。

週休2日工事の実施状況（直轄）



週休2日工事の実施状況（都道府県、政令市）

■ H29年度：実施済39団体

■ H30年度：実施中49団体、検討中6団体

- 発注者指定：実施中16団体、検討中1団体
- 労務費等補正：実施中10団体、検討中4団体
- 工事成績評価：実施中31団体、検討中2団体

週休2日に取り組む際の必要経費の計上

■ 週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、**週休2日対象工事の適用を拡大**

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数（取組件数）	824(165)	3,841(1,106)	適用拡大

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、**現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上**

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

■ 工事成績評価による加点

工事成績評価において、4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

■ 関係部局間の連携

元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引き上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

- 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

i-Constructionの深化

- 中小企業をはじめとして多くの建設企業がICT活用や人材育成に積極的に取り組めるよう、より実態に即した積算基準に改善するとともに、書類の簡素化をはじめとした省力化に向け、監督・検査の合理化等を推進

■ 積算基準の改定

- 新たにICT建機のみで施工する単価を新設し、通常建機のみで施工する単価と区分（これまでのICT単価はICT建機の使用割合を25%で一律設定）
⇒これにより、ICT建機の稼働実態に応じた積算・精算が可能
(※H30.2より先行実施)

(従来)
ICT歩掛(ICT建機25%+通常建機75%)
×施工土量

※ICT建機利用率は一律

(改善)
ICT歩掛(ICT建機100%)×施工土量α
+
通常歩掛(通常建機100%)×施工土量β
現場に応じてICT建機で施工する土量を設定

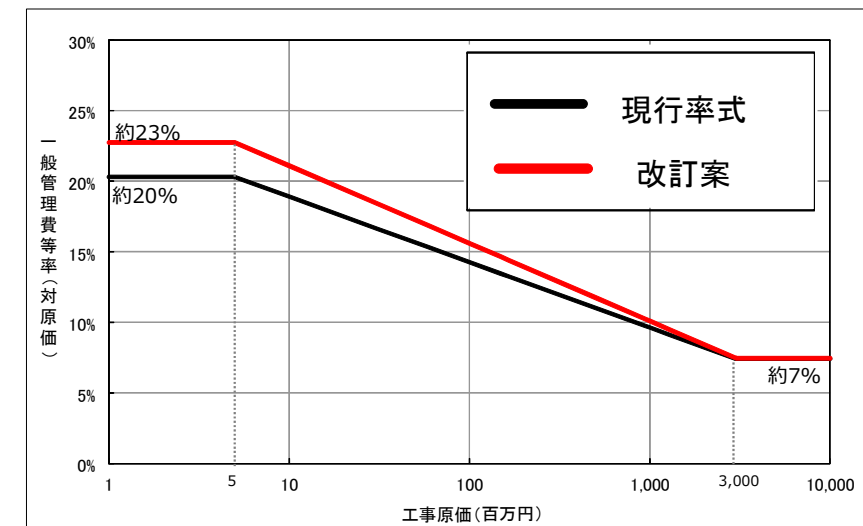
- 小規模土工（掘削、1万m3未満）の単価を新設
(これまでは5万m3のみで区分)

■ IoT技術等を活用した書類の簡素化

- タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入により、施工品質の向上と省力化を図る
- 入札時における簡易確認型の拡大、施工時の関係基準類（工事成績評定要領、共通仕様書）の改定により、書類の作成負担軽減を推進

- 最新の実態を踏まえた一般管理費等率の見直し
研究開発費用等の本社経費の最新の実態を反映

一般管理費等率の改定



ウェアラブルカメラの活用



遠隔での映像の確認 36

石井国土交通大臣から建設業4団体への要請(平成30年3月27日)

要請の概要

日 時：平成30年3月27日 17:30～18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



石井国土交通大臣から建設業団体トップへの要請内容(ポイント)

○週休2日の確保をはじめとした長時間労働の是正について

- ・ 時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性ある取組（計画の策定や会員企業をあげた運動など）

○給与・社会保険について

- ・ 公共工事設計労務単価の引き上げや政府全体でも賃金の3%引き上げを進める方針であることを踏まえ、公共工事、民間工事を問わず、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げ
- ・ 週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るよう、更に思い切った具体的な取組の実施
- ・ 将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる建設キャリアアップシステムへの加入の促進についての一層の協力

○生産性の向上について

- ・ 積極的なICTの活用等による生産性向上の取り組み
- ・ タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入

【今後について】

今年の夏を目途に、今回の要請を受けた建設業団体としての取組や国土交通省の施策の進捗を共有し、さらなる具体的展開や強化につなげていく。